



東京税理士会日本橋支部会報

第147号

平成28年5月15日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013中央区日本橋人形町3-11-10

ホック人形町ビル

☎ 3662-3979

メールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

ホームページURL <http://www.nihonbashi-tax.jp/>

発行人 支部長 浅見 達雄

編集人 広報部長 木下 純一

印刷 (株) 税経



浜町緑道の弁慶像とさくら

税界放談

平成28年のプロ野球が開幕したが、その前に元有名選手の覚せい剤事件、野球賭博問題で手を染めた選手や1試合で10万円以上動くと言われている「円陣声出し」行為が数球団もあるとは驚きである。

子供達に「夢」をあたえるスポーツマンとして如何なものだろうか。

「声出しが」はつきり賭博に当たれば「一時所得」として課税すべき行為ではなからうか。

国内景気の雲行きが怪しくなり、選挙が目前に迫り、にわかに消費税の10%への増税を再延期するか注目されている。本来、消費税の増税分は純粋に社会保障財源とすべきであるのに政争の道具に使用されている。そして不足分の代替財源として人件費や資本金に応じて課税する「外形標準課税」の適用範囲を中小法人にも拡大しようとし、また、減価償却費等の改正に伴い、より厳しい状況になるのではないかと懸念される。

一方で法人優遇の改正法が成立し、実効税率30%を切って29.97%にしたがそれに伴う財源不足の解決策の工程が見えない。これでいいのであろうか。

中小法人や税務関係者にとって、何か割り切れない思いでいっぱいである。

(S.W)

平成27年度 東京税理士会日本橋支部 定期総会・研修会

日時…平成28年6月22日

午後1時30分から午後3時まで

場所…ロイヤルパークホテル 2階 有明の間

テーマ…「アベノミクス」の金融政策と

日本経済・日銀のマイナス金利の影響」

講師…岩壺健太郎神戸大学教授

定期総会…(研修会終了後) 3時30分から

会員皆様の出席をお願いします。



確定申告が終了して

支部長 あさ み たつ お 浅見達雄

春爛漫、寒さも和らぎ過ぎしやすい時期となりました。私たちの業界では師走と言える平成27年度分の所得税、個人事業者にかかる消費税及び地方消費税の確定申告並びに贈与税の確定申告期限が終了しました。一息つきホットする間もなく3月決算法人の申告事務が迫り休まる暇がない状況かと思いますがお体にご留意ください。

この確定申告期には例年のことではありますが、多くの会員の皆様にご協力を頂きまして、日本橋公会堂における無料申告相談、支部事務局における無料申告相談、日本橋青色申告会の要請に基づく代理送信の手続きなど各種の相談担当をお引き受け頂きましてそれぞれの事業が滞りなく遂行できましたことに厚く御礼申し上げます。

日本橋税務署が大手町に一時的に移転して初めての確定申告期の無料相談となり来場者が増加して混乱するのではとの危惧もありましたが、来場者は増加しましたが大きな混乱もなく無事終了しました。他方支部事務局における無料相談は予想に反して昨年の三分の一程度となり無料相談の担当をしていただきました先生方には大変申し訳なく思っております。来年度は来場者が増加すべく工夫をしたいと考えています。

支部総会は6月22日に開催の予定になっていまして、総会に向けて議案の準備をしているところですが、四月になりましたので実際は新事業年度がスタートしています。すでに今年度第一回の常会をはじめとして、研修会、厚生事業のゴルフ大会、野球部の東京会主催の春季支部対抗戦、囲碁部のプロ棋士による指導会など活発な活動が進行しています。会員の皆様にご参加いただける行事は総会、新年賀詞交換会(新年会)、常会、研修会、各種の厚生事業、無料相談会の担当などです。

お忙しいこととは思いますが、6月の総会にはぜひご出席を頂きご意見をお聞かせいただけます

ようお願い申し上げます。

東京税理士会は神津信一会長が日本税理士会連合会の会長に就任したことに伴い平成28年1月末日に辞任したために補欠選挙が実施されました。その結果はご案内の通り前副会長の西村新会員が当選して東京税理士会の会長に就任しました。

この度の補欠選挙に立候補しましたのは、現職の副会長お二人で、立候補に当たり副会長を辞任しなければなりませんでした。そのために現在は副会長は定員5名に対して3名で、来年の任期満了まで空席を埋めることなく運営するとのことです。このような状況のなか今年度の総会では副会長の定数を7名にする案が提案される予定となっています。何かしっくりしませんが、補欠選挙の時期、費用等の諸般の事情で副会長3名で対処するようで、混乱が起らないことを願うばかりです。

昨年4月から義務化されました36時間の研修の受講義務ですが、平成27年度は東京会会員のほぼ三分の一の会員が達成したようです。東京会も日本橋支部も多くの会員が受講義務を達成していただけるようにとの考えで、研修会を開催していますので全員が達成していただけることを願っています。

この受講時間のカウントについては、全国一律の基準で行うとのことから日本税理士会連合会が基準作りをしています。税理士法人の社内研修も一定の人数の税理士の参加で認めるとの案もあるようです。決定されましたらご報告申し上げます。

受講時間36時間は義務となりましたが、社会制度、経済の変動、税制の改正、目まぐるしく変化しています。義務ではなく研鑽をつまないと変化についていけないと考えます。努力した結果が36時間達成となりたいものです。

目

・支部長挨拶	浅見 達雄…………… 2
・日本橋税務署長挨拶	大久保 勇…………… 3
・研究論文	守田 啓一…………… 4
・随筆……………	11
・私のあしあと……………	12

次

・特集 囲碁部……………	14
・各部だより……………	16
・支部会員異動のお知らせ……………	23
・編集後記……………	26



確定申告を終えて

日本橋税務署長 おおく ぼ いさむ 大久保 勇

東京税理士会日本橋支部の皆様方には、平素から税務行政に対しまして、深い御理解と多大なる御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成27年分の所得税及び復興特別所得税、個人事業者に係る消費税及び地方消費税の確定申告並びに贈与税の申告につきましては、申告納税制度の本旨に即した「自書申告」の定着を基本に、e-Taxや国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」といったICTを利用した申告・納税の一層の推進を図り、円滑かつ確実な事務処理に取り組んだ結果、無事に終了することができました。

これもひとえに、貴支部の皆様方から、日本橋公会堂・日本橋三越前・支部事務局における無料申告相談の開催や電話相談センターへの会員派遣などの確定申告期における各種施策に、多大なる御支援と御協力をいただいた賜物であります。

また、昨年9月には日本橋税務署が耐震補強工事のため千代田区大手町の仮庁舎(旧東京国税局)へ移転し、本年2月には、平成27年分の所得税の確定申告書の合同作成会場が東京国税局の旧庁舎(大手町会場)から新庁舎(築地会場)へ変更となりました。

当署といたしましては、これらのことを納税者の皆様に広く周知する必要があるところ、日本橋税務懇話会(税務関係民間八団体)にて日本橋税務署仮庁舎の移転及び申告書作成会場(築地会場)に関する広報動画を制作いただき、貴支部ホームページにこれら広報動画を掲載して情報の発信に努めていただくなど御協力を賜りました。重ねて御礼申し上げます。

さて、e-Taxの利用促進につきましては、常日頃から御理解及び御協力をいただきまして、心より感謝申し上げます。e-Taxにつきましては、署でも様々な取組を実施しているところではありますが、それでも、東京局の利用率は全国の利用率を下回っている状況にあります。そうした中、e-Taxの利用拡大を図っていくためには3月決算法人の申告時期である5月及び6月が重要な期間となります。

つきましては、3月決算の法人税確定申告及び消費税確定申告はe-Taxによる代理送信を最大限

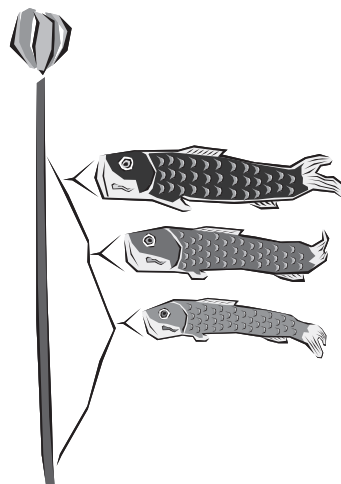
に活用いただき、1件でも多くご利用いただきますよう、貴支部の皆様方には御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ところで、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)につきましては、今年1月から利用が開始され、マイナンバーの記載対象書類の一部見直しが行われたところでありますが、今後、税務関係ではマイナンバー制度の定着に向けた取組みが本格化して参ります。

また、来年4月からの消費税率10%の引上げとともに、平成28年度の税制改正により飲食料品等について軽減税率(8%)が導入されることになりました。

今後、マイナンバー制度や税制改正に関する新たな情報等につきましては、貴支部との協議会等を通じて積極的にお知らせするなど取り組んでいきたいと思っておりますので、税務行政に対するなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、東京税理士会日本橋支部の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝、御事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、御礼の挨拶といたします。





過大な役員給与についての考察

もり た けい いち
守 田 啓 一



法人税の税務調査において、しばしば問題となる役員給与のうち「不相当に高額な役員給与」について、考察を試みる。

なお、意見に渡る部分は私見である。

また、文中の裁決・判決等はTAINS（一般社団法人 日税連税法データベース）から引用・参照している。

I 概要

過大な役員給与の金額

実質基準

形式基準

いずれか多い金額

法人税法（以下「法」という）第34条第2項では、役員給与について

「内国法人がその役員に対して支給する給与（前項又は次項の規定の適用があるものを除く。）の額のうち不相当に高額な部分の金額として政令で定める金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。」

とし、法人税法施行令（以下「施行令」という）第70条において具体的な基準を掲げている。

本稿では、「実質基準」を主要課題として考察する。

1. 実質基準

内国法人が各事業年度においてその役員に対して支給した給与（退職給与以外のものをいう。以下同じ。）の額（仮装・隠ぺいに相当する金額を除く。）が、①その役員の職務の内容、②その内国法人の収益及び③その使用人に対する給与の支給の状況、④その内国法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する給与の支給の状況等に照らし、その役員の職務に対する対価として相当であると認められる金額を超える場合におけるその超える部分の金額（その役員の数が二以上である場合

には、これらの役員に係るその超える部分の金額の合計額）となっており、職務等と比較して過大額か否かの判定は、次の各項目を踏まえて判断することとなっている。

2. 職務等と比較しての過大額の判定

- (1) 個々の役員ごとに、
- (2) その職務の内容（例えば、社長、常務取締役、平取締役、監査役等の区別等）、
- (3) 職務に従事する程度（例えば、常勤、非常勤の区別等）、
- (4) 経験年数、
- (5) 当該法人の業種、規模、所在地、収益の状況、使用人に対する給与の支給状況、
- (6) 当該法人と同種の事業を営む法人でその事業の規模、収益の状況等が類似するものの役員に対する給与の支給状況等を総合勘案して判定するのである。

なお、コンメンタール法人税法では、この令第70条第1号イの場合の「当該法人の収益……の状況」とは、その法人のその事業年度の収益だけをいうのではなく、過去数事業年度の間にあげた収益を勘案して、通常あげることができると思われる収益の状況であると説明されている。

3. 実質基準の判定要素

施行令第70条によれば、過大役員退職金給与の判定は次のように区分することが出来る。

- (1) その法人独自の判定
 - ① その役員の職務の内容、
 - ② その内国法人の収益、
 - ③ その使用人に対する給与の支給の状況、この比較は、個々の役員ごとに経験年数等も含めて判断する。
- (2) 他法人との比較
 - ① その内国法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する給与の支給の状況等

(3) 判断基準に係る考察

上記(1)の判断基準については、その法人独自で判断することが可能であり、(2)については、他の法人の資料を入手することにより初めて可能となる。

言い換えれば、(1)がその法人がその役員個々について判断した結果の絶対額となるのに対して、(2)は適正な比較対象があって初めて成立する相対額である。よって、抽出する法人によりその金額は変動することとなる。

なお、この基準は、次の過大な使用人給与の対する基準と同じものとなっている。

4. 過大な使用人給与の額

内国法人が各事業年度においてその使用人に対して支給した給与の額が、①その使用人の職務の内容、②その内国法人の収益及び③他の使用人に対する給与の支給の状況、④その内国法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの使用人に対する給与の支給の状況等に照らし、その使用人の職務に対する対価として相当であると認められる金額を超える場合におけるその超える部分の金額とする。

5. 絶対額と相対額

実質基準において、絶対額と相対額という文言を使用したのが、実務において、相対額を考慮して自社の役員給与を定めている法人があるか否か疑問である。

その法人の役員給与は、上記3(1)のその法人独自の基準により決定するのではないか。

即ち、自社の業績に鑑みて役員給与を決定するのが自然であり、自社の役員給与決定時の判断に、「他社と比較してどうなのか」と考える必然性を見出すのは難しいと思われる。

Ⅱ 過大役員給与はなぜ損金不算入なのか

不相当に高額な部分（過大役員給与）はなぜ損金不算入としなければならないか。

この「不相当」というのは不確定概念であり、政令により、「不相当に高額な部分」について基準が設けられているが、なぜ、「不相当に高額な部分」が損金不算入なのかの説明はない。

平成18年の会社法により、役員報酬は利益処分ではなく、費用として取り扱うこととなった。

同年度の法人税法の改正はこれを受けて、3

つの場合（定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与）以外の役員給与を損金不算入とし、原則、損金算入となる役員給与についても、過大部分（不相当に高額な部分）については、損金不算入となった。

平成18年改正前の法人税法（以下「旧法」という）についても、同様な規定があったが、旧法における考え方は、次の通りとなっていた。

旧法における損金性の判断は、役務提供の対価（報酬）か利益処分（賞与）かという給与の性格から判断することを基本とし、支給形態により損金性を判断するという一種の見切り（あきらめ？）をしていたのである。

旧法の判断については次のような高裁・最高裁判決がある（広島高裁平成4年12月11日判決TAINS Z193-7036、最高裁平成5年9月28日判決TAINS Z198-7201）。

高裁判決（ゴシック部分は筆者）

本件役員報酬の増額分について職務遂行の対価であるとは直ちに認め難く、また、右増額分は各事業年度の利益を確認の上、節税を考えて損金として計上できる役員報酬の未払分として支払われたものであるから、**実質的には隠れた利益処分**に当たるとして、右増額分は役員賞与に当たるとされた事例

【判示(3)】

一般に、**役員報酬**は、取締役の職務遂行の対価として支払われるもので、その支払いは**利益の有無に関係なく会社の経費**からなされ、他方、**役員賞与**は、取締役が企業の利益をあげた特別の功労に報いるため、**営業年度の利益から分与**されるものである、とされ、法人税法上も、原則として、役員報酬は法人所得の計算上損金の額に算入することができ（同法34条1項）、役員賞与は損金の額に算入できない（同法（旧法）35条1項）、とされている。

しかし、業務執行の対価であるか否か、利益処分であるか否かを判断することは容易でなく、また**利益処分とすべきものを安易に報酬化することによつて課税を免れることも考えられる**ため、昭和40年法律第34号で施行

された法人税法は、その35条4項の規定から、役員報酬と役員賞与とを専ら「臨時的な給与」であるか否かという給与の支給形態ないし外形を基準として報酬と賞与とに区別していると解されるのであり、職務遂行の対価性等の実質を区別の基準にする必要はないと解される。

改正前の法人税法では、利益処分とされる役員賞与が役員報酬という形式で支給することを防ぐため（本来、利益処分とされるものの損金算入を防ぐため）に不相当高額部分の損金不算入の規定があったと考えることも可能であった。

しかし、会社法の施行により、役員給与は費用となったため、法人税法との平仄を合わせるとすれば、役員給与は費用であり、法第22条4項の公正妥当と認められる会計基準に従って、損金となるはずである。

そして、役務の対価として相当と認められる範囲を著しく逸脱している役員給与については法第34条3項の仮装・隠ぺい規定により損金不算入とすれば足りると思われる。

商法361

(取締役の報酬等)

第三百六十一条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下この章において「報酬等」という。）についての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。

以下 略

Ⅲ 上場企業における役員給与

上場企業における役員給与については、1億円を超える給与を得ている者は珍しいものではない。

東洋経済社データ事務局（平成27年）によれば、平均で1億円超の役員給与を支給している上場企業は40社ある。

具体的な職務内容については検証することは行わないが、平均額が1億円超であれば、代表者の役員給与は、当然にそれ以上であり、日産自動

車のカルロス・ゴーン氏は9億9,500万円、ユーシンの田邊耕二氏は8億3,400万円である。上位のほとんどが創業者系又は海外からの招聘役員となっている。

これらの役員給与が過大役員給与として損金不算入とされたという事実は聞かない。

法第34条2項は同族会社に限った規定ではないので、上場企業であっても適用されるはずである。そうすると、カルロス・ゴーン氏が支給を受ける役員給与は職務の内容に鑑みて不相当に高額部分はないこととなる。

さらに、相対額である「その内国法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する給与の支給の状況等」については、まったく考慮外となっていることとなる。

元々、この相対額基準については、最高額は算出できない矛盾を抱えている。

最高額は、常に相対額基準に則れば過大となり、最高額を排除して相対額基準を適用しようとする、次の最高額が相対額基準に抵触することとなる。

上場企業においては、株主総会、社会的存在という事実が、役員給与について牽制機能として働いている。という見方もできる。

Ⅳ 同族会社と非同族会社

上場企業における役員給与を一元的に検討することは不可能であるが、結局、非同族会社であれば、税法上問題とならないことが、同族会社においては、必ずしも合理的な経済行為のみならず、オーナー族の意向により、不合理な取引が行われる可能性を防止するために種々の規定があると思われる（顕著な例が法第132条（同族会社の行為又は計算の否認）である）。

同族会社・非同族会社、配当の有無、株主総会が役員の業務について牽制機関として役割を果たしているか否かをケース別に考察すると次の8つのパターンがあると思われる。

なお、職務内容等は全く同じであるという前提に立っている。

ケース	会社区分	代表取締役	収益 (売上高)	役員給与	配当
1	同族	オーナー 社長	30,000万 円	5,000万 円	なし
2	同族	オーナー 社長	30,000万 円	5,000万 円	あり
3	同族	オーナー以外の 第三者	30,000万 円	5,000万 円	なし
4	同族	オーナー以外の 第三者	30,000万 円	5,000万 円	あり
5	非同族	筆頭株主	30,000万 円	5,000万 円	なし
6	非同族	筆頭株主	30,000万 円	5,000万 円	あり
7	非同族	第三者	30,000万 円	5,000万 円	なし
8	非同族	第三者	30,000万 円	5,000万 円	あり

過大役員給与の可能性は、代表取締役がオーナーで配当もない同族会社（税理士関与先のほとんどは、ケース 1）と、配当のある非同族会社（ケース 8）では、同じと考えられるだろうか。

ケース 1 であれば、自らの役員給与を代表取締役が決定することが可能であり、「お手盛り」の可能性も否定出来ないかもしれないが、ケース 8 となると株主総会が牽制機関として機能しており、株主に対して相当の配当もしているとなれば、過大役員給与のリスクは著しく逡減すると思われる。

ただし、「職務内容等は全く同じである」という前提であるので、法規定として過大役員給与と認定されるリスクは同じでなければならいはずである。

私見では、ケース 1 が一番否認可能性が高く、ケース 8 が一番低いと考えれば、どのケースまでが、認容されるか検証が必要である。

V 形式基準との関係

実質基準を主要課題とする前提で本稿は構成したが、形式基準についても若干の考察を行う。

過大役員給与については、形式基準と実質基準とのいずれか多い金額が損金不算入となるので、形式基準をクリアしていても、実質基準に抵触すれば、抵触した金額部分については、損金不算入となる。

株式総会等で承認された事項を実質基準により否認するのである。

株主総会が牽制機関として機能している否かは、この際は問題とならないこととなる。言い換えれば、私的自治の原則が課税庁により否認されるの

である。

繰り返すが、過大役員給与規定は、同族会社のみを対象にするという規定になっていないため、非同族会社についても株主総会で承認された役員給与についてもこの規定の適用対象となるのである。

非同族会社については、「お手盛り」「隠れた利益処分」等は法組織上、起こりえないということが原則であるので、非同族会社に実質基準を適用することは法的説得力を持たないと考えられる。

さらに、同族会社については、「株主総会」は牽制機関として機能していない。同族会社には「お手盛り」等のリスクが常在する。という前提でなければ、過大役員給与規定は存在意味がない。

過大役員給与は、株主総会の決議に瑕疵があったこととなるのか否かの検証が必要である。

不測の事態に対応する場合、所有と経営が分離していない同族会社の方が対応力が高い場合もあることを忘れてはならない。

VI 同種・同規模であっても役員給与が異なる場合の想定

実質基準の相対額については、いくつかの項目を包含しているので、いくつかの項目に分けて考察する。

まずは、同種同規模であっても役員給与が異なる場合である。

1. 役員の数異なる

同種同規模であっても、役員の職務が何人かの役員により分担されている場合とその職務が代表取締役に集中している場合については、役員給与が異なることは当然である。

例えば、創業者たる代表取締役が勇退し、その後継者が息子 2 人の場合を想定すれば、代表取締役に支給されていた役員給与はその息子たちに分散されることとなる。

客観的事実は、代表取締役の勇退の時期を境として、一人あたりの役員給与が半減することとなる。

半減する前は過大役員給与であるという理論は説得力を持たない。

2. 経験年数が異なる

これも自明の理であるが、同じ役員であっても、経験年数が異なる場合については、その役

員給与も異なるのが一般的である。

経験豊かな役員で、不測事態にも即対応できる場合と経験不足で対応が難しい場合であっても、その事業年度に「不測の事態」が起これなければ、業績等が同じとなる可能性は高いと考えられる。

年齢が異なる場合も同じである。

3. 補助者がいる場合、いない場合

従業員の中に優秀な補助者がいる場合といない場合とでは役員給与が他の従業員との比較において異なる場合も想定できる。

優秀な従業員には、高額な給与を支給する可能性があり、優秀な従業員がいる場合については役員給与との差額が少ないのに対して、そのような従業員が存在しない場合は、役員給与が、従業員の給与に対して相対的に多額となることが容易に想定することが出来る。

VII 相対額を検証することの現実性

実質基準の相対額においては、「その内国法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する給与の支給の状況等」を勘案するという規定となっているため、適正役員給与を比較額として算出しなければならない。

しかし、納税者において、「同種の事業を営む法人」「事業規模が類似するもの」「その役員に対する給与の支給状況」を的確に把握することが可能であろうか。

最高裁判決平成9年3月25日判決 TAINS Z222-7889では、

同業種・類似規模の法人の役員報酬の支給状況についても入手可能な資料からある程度予測ができるものであることなどから、相当であると認められる金額を超える部分であるか否かは、申告時において上诉人会社においても判断可能であるとして排斥された。

ただし、この事件は名古屋地裁平成2年判決(TAINS Z201-7349)が下級審となっている。

この時期は、個人情報保護法の全面施行(平成17年4月1日)、高額納税者公示制度の取りやめ(平成18年)前であるため、「入手可能」であったかもしれないが、今は、当時以上に入手困難(ほとんど入手不能)となっており、「ある程度の予測」が可能か否か改めて検証する必要がある。

VIII 比較するのが単年度か複数年年度か

相対額を基準とする場合、比較する数値は単年度のものを用いるのか複数年年度かが争点の一つとして争われた判決がある。

大分地裁 平成20年12月1日判決TAINS Z258-11096

この判決では、単年度の比較で十分であるとして、納税者の主張を退けている。

適正役員報酬月額を算定するに際しては、単年度の数値のみを調査の対象とするのではなく、複数年年度の数値を用いる方が単年度の特種事情が希釈化される結果、比準法人としての適格性を有する法人を抽出することが可能になるとの原告会社の主張が、単年度の数値に基づいて算出する場合でも、複数の類似法人を抽出した上でその平均値を算出し、比準4項目を用いることにより、類似法人の間に通常存在する諸要素の差異やその個々の特殊性が捨象されるから、単年度の数値のみを用いて算定しても十分であるし、適正役員報酬月額は、平成15年3月期のものについて算出するのであるから、原告会社の数値は同期のものを使用すべきであり、そうであれば、類似法人の数値についても同期の数値を使用するのが相当というべきであるとして排斥された。

私見としては、複数年年度を比較せよという納税者の主張の方が説得力があると思われる。

IX 相対基準のために抽出した資料が不十分であるとして課税処分を取り消した裁決

平成24年7月4日裁決 TAINS F0-2-498

D 類似法人の役員に対する給与の支給状況

(A) 実質基準における金額の具体的な算定については、類似法人を抽出し、その代表取締役及び監査役を除いた常勤の取締役の給与の平均額によるとする方法は合理的であると認められるものの、原処分庁の類似法人の抽出方法は、上記ロ(ト)Aのとおり、その対象として■■■■■■■■の管轄区域に隣接する■■■■■■■■の管轄区域内の法人を対象とせず、その理由について合理的な説明もないことから、不合理というほかない。

(B) そこで、当審判所において、原処分庁が採

用した上記ロ(ト)Aの売上高の基準により■■■
■■■管内の法人から類似法人を抽出し、当該法人から対象となる役員を抽出したところ、新たに4法人から計8名の役員が対象となった。また、原処分庁が算定に当たり採用した別表6記載の順号⑤の役員は、当該事業年度における役員就任期間が10か月間であり、同表順号⑤記載の役員給与の額は10か月分の額であったことから、これを対象とすることは不合理であり、これを除外するのが相当である。そして、別表7の「役員給与の相当額の計算」欄記載のとおり、原処分庁が抽出した3法人の各役員給与と当審判所が抽出した4法人の各役員給与における平均給与額を算出したところ、その額は10,408,333円となり、本件役員給与額を上回った。

- (ロ) 上記(イ)のとおり、本件役員給与額については、本件取締役の職務内容、請求人の収益及び使用人に対する給料の支給の状況、類似法人の役員

に対する給与の支給状況等に照らし、不相当に高額な部分の金額は認められない。

X 役員側の課税関係等

過大役員給与として認定された場合、支給を受けた役員の課税関係はどのようなのであろうか。

「過大」であるので、職務の対価でないことは明白と思われる。

会社法施行前であれば、「隠れた利益処分」として職務の対価ではないが、給与所得に該当するとして、法人個人間を通じて二重課税が容認されていたと考えられる。

しかし、会社法により、役員給与は費用ということとなり、過大役員給与はその費用性を否定するのであるから、受け取った役員側において給与所得となるか否か疑問がある。

所得税における青色専従者給与については次のような個別通達がある。

本件給与相当額（原処分庁主張額）

管轄税務署	法人名	売上金額	順号	役員名	役員給与の額
X 税務署	A 社	686 百万円	①	イ	15,750,000
	B 社	527 百万円	②	ロ	6,000,000
	C 社	681 百万円	③	ハ	7,550,000
			④	ニ	8,400,000
			⑤	ホ	5,000,000
本件給与		①から⑤までの合計額			42,700,000
相当額の計算		1人当たりの平均給与額			8,540,000

類似法人補正後

管轄税務署	法人名	売上金額	順号	役員名	役員給与の額
X 税務署	A 社	686 百万円	①	イ	15,750,000
	B 社	527 百万円	②	ロ	6,000,000
	C 社	681 百万円	③	ハ	7,550,000
			④	ニ	8,360,000
			⑤	ホ	不採用
Y 税務署	D 社	629 百万円	⑥	ヘ	18,000,000
			⑦	ト	18,000,000
	E 社	1,067 百万円	⑧	チ	4,440,000
			⑨	リ	13,200,000
			⑩	ヌ	5,640,000
	F 社	510 百万円	⑪	ル	3,960,000
	G 社	933 百万円	⑫	ヲ	18,000,000
			⑬	ワ	6,000,000
役員給与の		⑤を除く合計額			124,900,000
相当額の計算		1人当たりの平均給与額			10,408,333

青色事業専従者が事業から給与の支給を受けた場合の贈与税の取扱いについて

(青色事業専従者が事業から給与の支給を受けた場合)

1 青色申告書（所得税法第2条（定義））

第1項第39号〔現行=第40号〕に規定する申告書をいう。）を提出することにつき税務署長の承認を受けている者（以下「青色申告者」という。）と生計を一にする配偶者その他の親族（年令15才未満である者を除く。）のうち、もっぱら当該青色申告者の営む事業で不動産所得、事業所得または山林所得を生ずべきものに従事する者（以下「青色事業専従者」という。）が当該事業から給与の支給を受けた場合において、その支給を受けた金額がその年における当該青色事業専従者の職務の内容等にてらし相当と認められる金額をこえるときは、当該青色事業専従者は当該青色申告者からそのこえる金額に相当する金額を贈与により取得したものとする。

(職務の内容等にてらし相当と認められる金額の判定)

2 「1」において、青色事業専従者が従事

する事業から支給を受けた給与の金額が当該青色事業専従者の職務の内容等にてらし相当と認められるかどうかは、その年に現実に支給を受けた給与の金額について、当該事業またはその地域における当該事業と同種、同規模の事業に従事する者で、当該青色事業専従者と同性質の職務に従事し、かつ、能力、職務に従事する程度、経験年数その他の給与を定める要因が近似すると認められるものの受ける給与の金額を基として判定するものとする。

専従者給与については、職務の対価として相当と認められる金額を超えたものは、贈与と認定されることとなっている。

これを過大役員給与に当てはめれば、過大相当額は、その法人からの贈与と考えることが出来る。

法人からの贈与については一般的には一時所得に分類されるが、所得税基本通達34-1には、一所得に該当するものとして

- (3) 法人から贈与された金品（業務に関して受けるもの、継続的に受けるものは除き。）

ということとなっており、役員給与は「業務に関して受けるもの、継続的に受けるもの」に該当するものの過大部分については「業務に関して受けとるもの」という考え方を否定しての課税処分となるが、「継続的に受とるもの」には該当するため、一時所得と考えることは難しいと思われる。所得区分としては雑所得に該当するのかもしれない。

また、過大役員給与とされた場合で、その役員が法人に返金します。株式総会又は他の役員が「過大相当額は返金せよ」といった場合については、その法人から役員に対する貸付金となると思われ、この場合には、二重課税の問題は発生しないと思われる。

XI まとめ

以上の如く、過大役員給与について私見を述べてきたが、税務調査において過大役員給与と認定されることは、納税者にとってまさに「晴天の霹靂」であろう。

まして、予測不可能と思われる「相対額」を以って否認の根拠とされ場合には、納税者（及び顧問税理士）は、反論するだけの資料を準備すること

さえ至難の業である。

過大役員給与を避けるために、役員給与を低く抑えれば良い。と言ってしまうとそれまでだが、税理士に「うちほどの位役員給与を支給すれば良いのでしょうか」と質問された場合、課税庁において過大であると認定された場合の理論武装を行うことが肝要である。

それについては、顧客の役員給与は適正額である。と立証出来れば良いこととなるのであるがこれも至難の業である。

ただし、判断基準として絶対額基準を立証できるような資料を用意することは可能であろう。

たとえば、創業者か否かで異なることもあるかと思われるが、役員として従事した年数、日頃の職務状況、役員としての経営判断を行った資料、役員としての実績、法人と役員との関係（債務保証をしている。過去に私財を提供してその法人の危機を回避した等）を客観的資料と伴に立証できるようにしておく。

過大役員給与の根本的な考え方が隠れた利益処分の防止ということであれば、隠れた利益処分と役員給与の因果関係を断ち切れれば良いと思われるし、株主総会が牽制機関としてキチンと機能していることを立証する方法もある。

具体的な方策は、これから、税理士等が合同・会合、自己研鑽により、少しずつ醸成されるものと思われる。



随 筆



確定申告無料相談 に従事して

かわぐち まり
川 口 真 理

皆様ご存知の通り、毎年、日本橋支部と日本橋公会堂で確定申告の時期になると確定申告無料相談を実施しています。私は今年も日本橋公会堂で確定申告無料相談の相談員をさせて頂きました。日程や場所が予め決まっているものの、毎年たくさんの方々が相談に訪れます。毎年混雑してしまうのが心苦しいですが、納税者の相談に真摯に答えられるように努力しています。

納税者の相談事項は多岐にわたりますが、難しい相談は少なく、税務に関する規定を分かりやすく説明すれば納得していただだけ、ご自身の確定申告書を作成して帰られる方がほとんどです。そこで、今まで税務相談に従事したことのない日本橋支部の先生方へ向けてどのような相談が多いのか、幾つかご紹介したいと思います。

- ・ 医療費控除をしたいが、集計したもので合っているのか見て欲しい。
- ・ 国税庁のホームページで確定申告書を作成してみたが、これで良いのか確認して欲しい。
- ・ 個人事業で小さい商店をしており、帳簿はきちんとつけて持参したが、決算書や申告書の何処に何を書けばいいのか分からないので教えて欲しい。
- ・ 去年マイホームを購入したが、住宅借入金等特別控除を受けるために何をしたらいいのか分からないので教えて欲しい。
- ・ 不動産賃貸をしているが、減価償却の計算が分からないので教えて欲しい。
- ・ ふるさと納税をしたが、確定申告の何処に何を記載すれば良いのか分からないので教えて欲しい。

確定申告無料相談では事前に何名の相談者が来るのか、どのような相談があるのかは分かりませ

ん。そのため確定申告無料相談に従事するのに気が進まない先生方もいると思います。しかし、実際は簡単な質問が多く、税理士に依頼するほどでもないけれど自己解決できない方々が来られているのだと思います。実際、上記の質問を見て簡単過ぎると拍子抜けした方もいるでしょう。簡単過ぎる質問かもしれませんが、納税者にとってはその質問が解決しない限り申告・納税ができないので相談に来ているのです。分からないから申告しなかったという事が無いよう、きちんと説明し、指導をします。

確かに、確定申告無料相談は簡単な質問が多いかもしれませんが、確定申告無料相談に分からないことを相談しに来るとい、申告・納税の意識の高い方が来られているのだと私は思います。そのような方々には、親切丁寧に説明し、翌年からは自己解決できるように指導することが私たちの役目ではないのでしょうか。

確定申告無料相談は2月から3月にかけて実施されるため、本業の税理士事務所の繁忙期と重なります。既存の顧問先も大切ですが、無料相談に来られるたくさんの方々とお話しする機会はこの様な場でしかありません。確定申告無料相談に従事したことのない先生方には一度経験してみることをお勧めいたします。



確定申告無料相談の 現場責任者として

ぬくい のりこ
温 井 徳 子

この原稿が出る頃には、例年より少し早目の桜のシーズンもすっかり通り過ぎ、初夏へ向かっている時期でしょうか。そんな中で、多くの会員先生にご協力賜りました確定申告無料相談会を振り返ってみたいと思います。

今年も例年同様、日本橋公会堂集会室において2月3日（水）から15日（月）までの8日間、確定申告税務相談会が行われました。相談件数は

延べ467件であり、そのうち半数以上の284件については、税務相談後、手書きの申告書を提出、もしくはインターネット上で申告書を作成し電子申告にて提出を行いました。相談総数は前年比143%増ということで、これは現在日本橋税務署が大手町の仮庁舎へ移転していることが大きく影響しているようです。

朝9時半からの受付スタートでしたが、相談会開催期間を通じて、どの開催日も9時を過ぎると納税者の方が現れるため、番号札を事前配布して受付順を決めるなど相談会が円滑に開催されるように、相談員の会員の皆さまにはご協力いただきました。相談会場では、入室案内後、具体的な相談内容、申告予定の税目や所得の種類などをヒアリングし、受付票を整えます。その上で、担当会員がブースにて個別に相談にのり、申告書作成を支援し、さらには開催期間中、常駐の日本橋税務署職員の方の説明のもと、納税者自らパソコンを操作し、電子申告にて提出となります。提出については、高齢の方も含め多くの納税者が、「利用者識別番号は持っています」や「昨年もパソコンでやりましたよ」と当然のように話す状況を目の当たりにして、電子申告の普及が進んでいると非常に実感しました。また納税者によっては、年に一回の確定申告以外ではパソコンが必要ないから自宅でもっていないということで、毎年相談会場に申告に来るという方もおり、日常生活の多く

がIT化したとはいえ実際はまだまだと感じられました。ただその中でも納税については電子化が周知されており、取り組みが成功しているように思われました。

また、今年の特徴としては、マイナンバーへの対応がありました。ご存じの通り、申告書自体への記載は平成28年分からとなりますが、各種届出書類には個人番号の記載が始まっており、実際に消費税の届出を提出しようとした納税者の方に説明を求められたケースがありました。

相談会には非常に多くの納税者が来られていましたが、赤ちゃんを連れた若いお母さんや揃って杖をつきながらのんびり来られた老夫婦もあり、皆一様に入り口での不安そうな表情が、申告終了で帰られる際には一転して晴れ晴れとした顔つきになっていたのが印象的でした。また何名もの方が、「暮れからずっと気になっていた確定申告が終わって、これで今晚からよく眠れる」と話していたのを耳にし、やはり大半の人にとって申告納税は手間がかかるし、大きな心配事なのだと改めて認識し、この相談会が続いていることの意義を考えられました。特に小規模で事業を営んでいる方々にとって、この相談会があることで、税や申告が身近に感じられていると思います。租税教室なども含め、私たち税理士が社会に貢献できること、そのためには何をすべきかを考えさせられた無料相談会の1日でした。



私の税理士人生

かわ ほう くに ふみ
河 原 邦 文

私が税理士になるきっかけは、小学3年の時、母と歩きながら「お前は算盤の使える仕事をしたらいいよ」と言われ算盤を買ってくれました。そして算盤塾に通い始めましたが……。

しかし人生はそう簡単にはいきませんでした。小学4年の時東芝の技術者だった父が58才で病死し、母親も仕事に出て6人の子供は自分のことは自分でしなければなりませんでした。

私は中学を卒業し地元の川崎でレコード会社の日本コロムビアに就職し生産課に配属され工場の生産ラインに部品を運ぶ仕事につきました。

16才になり働きながら学べる川崎商業高校定時制に入学することが出来、昼は働き夜は勉強という二重生活でありました。

高校3年の時、奥津奨学生に推薦されて奨学金を支給され、高校4年の時に大学受験を考え受験科目に簿記がある中央大学と決めて受験し合格しました。奨学金のお蔭で大学の入学金の支払が出来ました。

中央大学商学部会計学科に入学し早速日本育英

会の奨学金を受けることが出来頑張ろうと決意しました。

大学2年の時日本コロムビアを退職し港区赤坂の黒澤会計事務所に転職し会計事務所の職員となりました。

昭和43年は大学紛争の最中、大学講堂はバリケードで封鎖され卒業式は出来ませんでした。

そんな中、税理士試験に向い財務諸表論、法人税法、簿記論と一科目ずつ合格し、所得税法の合格を機に結婚を致しました。あと一科目になった相続税法に挑み昭和46年12月に合格しました。

日本橋室町の杉本公認会計士事務所の勤務税理士として登録致しました。

1年を経過した時、下村先生が支部事務局兼日本橋税務経営指導所を退職して伊部事務所へ転職するので後を引き継いで欲しいと言われ、昭和48年5月に日本橋支部、故小松山敬造支部長と故木幡幹雄副支部長の2人に面接を受け採用されました。

杉本先生から支部事務局に転職する承諾を得て昭和48年5月に日本橋支部事務局と日本橋税務経営指導所の職員になりました。

1人で支部事務局の仕事を全てするのですが支部会員の異動を宛名印刷機のカードに追加したり削除したりのほか、幹事会議事録の作成、支部会費の請求、研修会の受付をする等をしていました。もう一方の仕事、日本橋税務経営指導所は個人事業者の方々に現金出納帳、経費帳の記帳の仕方、決算書の作成「指導」をしました。

税の無料相談を行なう時の会場作りやパンフレットの用意もしました。

昭和49年3月から「小規模事業者の確定申告無料相談所」が蛸殻町区民館と支部事務局（石塚ビル）の2ヶ所の会場で始まりました。会場で使用する申告書、届出書、決算書等の書類を準備し4時になると出来上がった申告書等を税務署に届ける迄の仕事で、25年間やって来て書類の紛失などの事故が起きなかったことは何よりでした。その後福岡先生が引き継いでくれ、今は税務支援対策部の担当者が引き継いでやってくれています。

支部事務局の職員を常勤で7年間勤め退職し昭和55年に小網町に事務所を設けました。昭和60年に支部役員選挙で支部幹事となり、昭和64年に東京会本部理事に推薦され、平成15年6月に

神作支部長の後、第10代目の支部長に推されました。

支部長に就任した時は支部事務局を「人形町芳町ビル」から現「ホックク人形町ビル」に移転したことで随分使い易くなりました。

支部長在任中に「署と税理士との実務研究会」を立ち上げ、会員同士が疑問に答える「雑談室」を設けましたが現在も続いていることに感謝しています。

厚生活動については、野球部に入部した頃野球部員が少なく中々勝てなかった時期もありましたが平成3年の秋、決勝戦で四谷支部に10対6で勝利し31年振りに優勝出来嬉しかったです。最近では戦力が充実し平成25年（春）平成26年（秋）平成27年（秋）と優勝しました。今年も優勝を目ざして頑張ってくれることでしょう。

もう一つの趣味は歌舞音曲部（カラオケ部）で去年10月17日第30回「カラオケ発表会と同好会のつどい」が日本橋公会堂で行われ「男の意地」を歌いました。

カラオケ発表会は第5回日本青年館から出場し26回出場しております。緊張しますが歌い終わるとほっとし充実感を覚えます。

支部長を2期4年間、平成19年に退任して顧問となり現在に至っておりますが、昭和47年3月に税理士登録して以来の45年を思いのままを書き留めてみました。



私の数字は未完成

す 　 さ 　 ま さ 　 ひ で
須 佐 正 秀

これは誰でも抱く感想だと思うが、歳を重ねるごとに思い入れの深い数字が増えてくる。次のようなことである。小さい頃の一番の楽しみは、ソフトボール。最強のバッターは、四番。それで4を意識するが、私は初回に必ず打席が回ってくる三番が好きだった。プロ野球に関心が移ると、有名選手の背番号が輝いて見えた。誰でも知っているのは、あのON時代。背番号が1と3、守備位置も一塁と三塁。こんないい数字が永久欠番になっては、ジャイアンツも困るのではないかと、余計な心配をしてしまう。ゴルフをやるようにな

ると、パープレイ3と4と5はいやでも意識する。ラッキー7という好運のナンバーもあって、ひとけたの数字には、誰にも共通の思いがある。

大きな数字にも、個人個人の思いが生ずる。学校や組織での年次や所属ナンバーなども記憶にとどまる数字であろう。私は新制高校の18回卒業。高校受験のときの受験番号420は思い出が深い。受験番号を書き忘れていたので、落ちたかもしれないと思って見に行った。掲示板で自分の番号を発見した時の嬉しさは今でも忘れられない。3.11と9.11は世界中の人の記憶にある。今年から祝日になった8.11は山の日。実は私の誕生日でもある。

まあこれほど数字との縁が深くなると、日常生活においても数字との結びつけをしたくなる。朝早く起きテレビをつける。周りは静かなのでうるさくない様に音量は18にする。18は高校18回卒だから。生活音がしだすと音量を23まで上げる。23は研修生時代23班だったからとこじつける。毎日家を出るのは、朝ドラを見てからになる。テレビの時計が8.11（誕生日）になると、忘れ物はないかカバンのチェックを始める。そして、8.15（終戦記念日）になると家を出る。と、こんな具合である。

そして今は、数字と極めて縁の深い税理士業。こんなにも使用頻度が高くなろうとは思わなかったのが、税理士登録番号。研修、HP閲覧、代

理権限証書と様々な場面で登録番号が必要となる。その番号は、108626。二つに分けると108と626。108の方は、除夜の鐘、煩悩の数。626の方は、CDを買いに行つて初めて気づいたのであるが、モーツアルトの最晩年の作品番号、ケッヘル626である。彼の死によって未完に終わったが、弟子たちの手で完成させられた作品である。

もう一つ、税理士資格を証明する番号がある。税理士資格免除決定通知番号である。これは5151となかなか語呂のいい番号であるが、これにも私にとっては未完の思いがある。税務職員は一定の部内研修を終了し、一定年数を経れば申請により税理士資格を得ることができる。しかしそれでは情けないと、一念発起し試験合格を決意した。ちょうど一年間の部内の研修を受講する機会に恵まれたので、この研修を終えた後、せっかくの勉強がもったいないと、まず、簿記と財表を受験し、合格した。その後税法も受験するつもりでいたのだが、仕事にも慣れ、酒の味を覚えた私は、机に向かうより、居酒屋のカウンターに向かうことの方が多くなってしまった。かくして免除申請となった次第である。

したがって、私の税理士業には、その資格にも、また登録番号にも未完成の思いが残るのである。それだけに、仕事は未完であってはならないと日々努力を重ねている毎日である。

特集 囲碁部



囲碁のすすめ

はな やま さぶ ろう
花 山 三 郎

NHK・Eテレの日曜お昼からの「囲碁フォーカス」2月21日放送で、囲碁の普及に大きな功績を残されている白江治彦八段の紹介がありました。白江八段はNHK囲碁番組の解説者として永年活躍されるとともに、平成2年銀座の歩行者天国で105面打ちを、平成3年にはパリで101面打ちを、最高では230面打ちの経験があるとのことでした。

日本橋支部では、昨年から白江八段に春と秋の年2回指導を頂いております。

支部会議室では3面打ちの指導をお願いしておりますが、その指導ぶりは噂にたがわず素晴らしいものです。

白江八段から上記番組の案内を頂いた2月16日付の手紙に、驚異的な囲碁ソフトの話がありました。そのソフトは従来の囲碁ソフトとは全く異なり、新しい発想のソフトであり、その実力はプロトップクラスに匹敵するのではないかとの話でした。

実はこの囲碁ソフト「アルファ碁」については、今年の1月後半からマスコミに紹介さるよう

なり、「週刊文春」「週刊新潮」2月1日号にも掲載されましたので目にした方も多かもしれません。

今年に入っの囲碁界の話題は、井山プロが史上初の7冠を達成するかどうかと囲碁ソフトの脅威的な進歩でしたが、3月に入ってから囲碁ソフトの話題一色の感があります。

3月9日以降の韓国トッププロとアルファ碁の対戦については、連日新聞に大きく掲載され目にした方も多と思いますので詳細については省略させていただきます。

今回のアルファ碁の活躍は人工知能の飛躍的な進歩を実証した感がありますが、世界中の優秀な人材を集め、畑違いの車の自動運転でも注目されているアルファ碁開発者のグーグルが、次はどのような分野でその実力をみせてくれるのか全く予測できないことに、興味とともに恐怖を感じる人もいます。

囲碁から少し話がそれましたが、私の囲碁の実力は三段程度だと思っています。平成13年2月に日本棋院の二段免状をもらいましたが、その後の挑戦は頓挫しております。囲碁の三段というと比較は難しいのですがゴルフの90前後に相当するかもしれません。

囲碁は難しいといわれますが、ルールそのものが特別難しいわけではなく、ただ次の一手の選択肢が他の頭脳ゲームに比べ非常に多いということはいえると思います。

囲碁も基本的にはハンディ戦です。同じ実力の場合は、先番の黒側が相手の白に6目半与えての勝負となります。初段と二段の場合は初段が黒を持ちハンディなし、初段と三段の場合は初段が黒2目おいての勝負です。

囲碁や将棋のようないわゆる頭脳ゲームが脳の活性化や気分転換・ストレス解消に効果があることは容易に想像できると思います。

また、年齢に関係なくいつまでも楽しむことができ、かついつまでも上達することが可能ですので、70代になってから囲碁にチャレンジされる方も多いと聞いています。

日本橋支部の囲碁部員は25名ですが、大会等に出席いただいている方は15名程度です。

プロ指導も含め月1回は支部会議室で活動していますので興味のある方は是非覗いてみてください。



囲碁と私

すず ききゅう へい
鈴木 久衛

人工知能アルファ碁が世間を賑わしています。囲碁は盤面が19路と手の数が多すぎてプロを負かすソフトは当分で出来ないだろうと信じていたので衝撃です。東京大学などは囲碁授業があり理論的思考力の養成を目指しているとか。自分の責任で考え・選択・決断していく集中力こそボケ防止に役立つのだと、囲碁の話ではすっかり高段者気分のお馬鹿な私です。

国税在職時代、調査は「感覚と実証力」であり囲碁の「フィーリングと読み」に重なると公言していました。自らの棋力を考える事もなく……。退職記念として買った碁盤と碁石は、奈良の旧家が300万円で求めたという触れ込みでもネットで18万円。大変良い品でその時は感嘆至極でしたが、それだけ対局者が減少している証なのかと寂しくなっております。

このごろは碁言絶句の参考に、「あっ！ うん。の呼吸」を忘れることなく「あんなあの碁のなんなのさ」や「詰めたい人ね」と言われないよう心掛けるとともに、「このビールうまいねー」と打ち進める92歳の碁会所某氏を憧れとしている私です。

皆様、楽しい月例会に是非ご参加くださいますよう。



囲碁と私

しも かわ よし ふみ
下川 芳史

囲碁は私の人生にいつも大きく係わっている。最初の囲碁の記憶は小学校の3年生位のとき、初めて父の相手をさせられたことだ。ルールも何もわからず、ただ、碁石がつながってあれば良いと言われて夢中で打って筋が良いと誉められた記憶だけが鮮明に残っている。父も今から思うとたぶん1～2級位であったと思うが、それでも小学校の高学年くらいには父のお相手位は出来るようになっていたと思う。

最初の勤務先の監査法人で年上の後輩（監査法人内では合格年次で先輩、後輩が決まる）が囲碁2段位というので打ってみると段違いに強いので驚いた記憶がある。監査法人内では、私も鳥なき里の蝙蝠でその人の次に強豪ということになっていたの、今から思うと汗顔のいたりである。その監査法人を退職して、父の事務所内で税理士として独立したが、その当時は税務だけではまだやっていけないので、総勢20人足らずの監査法人に非常勤で勤務したが、そのときが本格的な囲碁との出会いであった。慶応囲碁部出身の囲碁4段

位の先輩（こちらは年齢・合格年次共）に誘われ、監査が終わると殆ど毎回のよう碁を打ち、急速に力をつけたと思う。そのころに頂いた日本棋院の正式の初段免状はいまでも自宅に保存している。その後は碁会所に行って石亭と顔見知りになり、石亭と3子置いて時々勝てるようになったり、石倉昇先生の囲碁教室に参加する機会を頂いたりした。今では税理士会、公認会計士協会、ロータリークラブ等の囲碁会には必ず参加して碁と、碁を通じての交友を楽しめるのも、すべて小さいころに碁を教えてくれたお陰と父に感謝している。

各部だより

〔総務部〕

◎支部幹事会報告

平成27年12月17日（木）15時45分～17時15分

I 審議事項

- 平成27年分確定申告期の無料相談等の件
 - 税理士記念日（2/23）担当税理士10名
 - 支部の確定申告無料相談会（日本橋公会堂）（2/3.2/4.2/5.2/8.2/9.2/10.2/12.2/15）担当税理士48名、受付責任者は税務支援対策部員が担当
 - 支部の確定申告無料相談会（日本橋支部）（3/2.3/3.3/4）担当税理士12名、受付責任者は税務支援対策部員が担当
提案のとおり承認可決した。
- 八団体合同賀詞交歓会の件
平成28年1月29日（金）開催の八団体合同賀詞交歓会への参加費について負担額を承認可決した。
- 事務局の年末年始休業の件
平成27年12月29日（火）～平成28年1月4日（日）を、東京税理士会に合わせ、平成28年1月5日（月）までにすることを承認可決した。

II 報告事項

- 税務功労者感謝状贈呈式（11/18）の件
- 登録調査（12/7）の件
- 署との定例連絡会（12/17）の件
- 日本橋税務署への新年挨拶（平成28年1月5日）の件
- 日本橋支部役員補欠選挙の件

III 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上 平成28年1月21日（木）10時30分～12時00分

I 審議事項

- 平成27年所得税確定申告反省会兼慰労会開催の件
平成28年3月16日（水）に平成27年度中に実施及び実施予定の各種無料相談等に参加・協力を頂いた方々を対象とした慰労会を開催することを承認可決した。
- 平成28年度賀詞交歓会会場、日時の件
平成29年1月にロイヤルパークホテルで開催することを承認可決した。

II 報告事項

- 賀詞交歓会の件（東京税理士会（1/7）、京橋支部（1/9）、桜友会（1/18）、お江戸日本橋歯科医師会（1/19））
- 新年挨拶の件 日本橋税務署（1/5）
- 新年賀詞交歓会（1/12）の件
- 登録調査（1/14）の件
- 納税者支援センター相談員の推薦の件

III 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上 平成28年2月17日（水）10時30分～12時00分

I 審議事項

- 常会開催の件
常会を4月8日（金）午後1時00分～1時50分に東実健保会館で開催することを承認可決した。
- 顧問・相談役会開催の件
4月26日（火）16時00分より北濱で開催すること及び参加者の負担費用について承認可決し

た。

Ⅱ 報告事項

1. 確定申告無料相談の件
2. 八団体合同賀詞交歓会（1/29）の件
3. 青色申告会との協議会（1/27）の件
4. 東京税理士会・東京税政連合同セミナー（2/1）の件
5. 登録調査（2/8）の件

Ⅲ 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

〔研修部〕

研修会並びに雑談室の結果報告と今後の予定は次のとおりです。

《最近実施した研修会と今後の予定》

日 時：平成27年12月3日（木）14：00～17：00

テーマ：消費税「誤り易い納税義務者の判定について」-新設法人の留意点-

講 師：税理士 熊王 征秀氏

会 場：あすか会議室 東京日本橋

日 時：平成27年12月8日（木）

①13：00～15：00 ②15：00～17：00

テーマ：税理士が考えるべきマイナンバーと情報セキュリティ

講 師：税理士 古賀 裕明氏

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成27年12月15日（木）13：30～15：00

会 場：日本橋支部会議室

第一部：13：30～14：00

テーマ：書面添付制度について

講 師：日本橋税務署 大橋副署長

第一部：14：00～15：00

テーマ：「はじめようe-tax ～WEB版での法定調書作成編～」

講 師：日本橋税務署担当官

日 時：平成28年1月12日（火）15：30～17：00

テーマ：新春講演会 「笑顔の日本語 ～ユーモアコミュニケーション～」

講 師：三遊亭円楽 師匠

会 場：ロイヤルパークホテル東雲の間

日 時：平成28年1月18日（月）14：00～17：00

テーマ：リバースチャージ方式の導入と複数税率制度の検討についての最新情報

講 師：税理士 金井恵美子氏

会 場：あすか会議室 東京日本橋

日 時：平成28年2月2日（火）13：30～16：00

テーマ：27年分確定申告にあたっての留意事項

講 師：日本橋税務署担当官

会 場：東京証券会館

日 時：平成28年4月8日（金）14：00～17：00

テーマ：一部「印紙税関係」

二部「非居住者等所得について」

三部「TPP協定・EPAの概要について」

講 師：一部 税理士 小林 幸夫氏

（日本橋支部会員）

二部 日本橋税務署担当官

三部 東京税関担当官

会 場：東実健保会館 6階ホール

日 時：平成28年4月28日（木）14：30～17：00

テーマ：「税理士のための国際税務の基礎知識」

講 師：税理士 牧野 好孝氏

会 場：東実健保会館 6階ホール

※ オープン研修

日 時：平成28年5月11日（水）18：00～20：00

テーマ：「税理士賠償責任を回避するために（賠償責任裁判事例・顧問契約書の締結方法等）」

講 師：弁護士 谷原 誠氏

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成28年6月22日（水）13：30～15：00

テーマ：「アベノミクスの金融政策と日本経済・日銀のマイナス金利の影響」を中心として国際情勢と国際経済」

講 師：神戸大学教授 岩壺健太郎氏

会 場：ロイヤルパークホテル 2F有明の間

日 時：平成28年7月4日（月）13：30～16：30

テーマ：「税理士が知っておくべき会社法のポイント」

① 会社の運営に関する事項（会計参与、監査役の義務と責任など）

② 株式に関する事項（事業承継に関する具体例など）

講 師：日本大学法学部教授・弁護士 松嶋 隆弘氏

会 場：あすか会議室 東京日本橋

《最近実施した税理士雑談室》

日 時：平成27年12月11日（金）17：30～19：30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成28年1月15日（金）17：30～19：30

会 場：日本橋支部会議室
 日 時：平成28年 2 月12日（金） 17：30～19：30
 会 場：日本橋支部会議室
 日 時：平成28年 3 月18日（金） 17：30～19：30
 会 場：日本橋支部会議室
 日 時：平成28年 4 月15日（金） 17：30～19：30
 会 場：日本橋支部会議室
 日 時：平成28年 5 月13日（金） 17：30～19：30
 会 場：日本橋支部会議室

〔厚生部〕

〈野球部〉

野球部の活動に関してご報告致します。

平成28年度も前年同様に主将を私小田英敏が務めることとなり、吉田邦彦がマネージャー、今井信吾が会計となりました。昨秋の120回支部対抗野球大会を優勝、強豪ひしめく第一ブロックリーグ戦においては6連覇達成しました。

支部対抗野球大会の連覇を目標に野球部活動の始動は例年通り1月から全体練習を開始しました。

平成28年3月までの活動状況は以下のとおりです。

1月8日（浜町グラウンド）	参加人数15名
1月26日（神宮外苑 新宿支部練習試合）	参加人数13名
2月16日（浜町グラウンド）	参加人数13名
2月25日（神宮外苑 渋谷支部練習試合）	参加人数12名
3月18日（神宮外苑 大森支部練習試合）	参加人数15名
3月25日（月島グラウンド）	参加人数13名

この会報が発行されるときは、春の大会である第121回支部対抗野球大会は終了していますので、第1ブロックリーグのスケジュールをお知らせ致します。いずれも場所は、神宮外苑軟式野球場です。

1回戦	5月17日	ヒマラヤグラウンド
	16時～18時	VS麴町支部
シニア戦	6月2日	桜グラウンド
	14時～16時	VS麴町支部
2回戦	6月2日	桜グラウンド
	16時～18時	VS芝 支部
3回戦	7月1日	日の丸グラウンド
	16時～18時	VS神田支部

4回戦	8月上旬	ヒマラヤグラウンド
	16時～18時	VS京橋支部
5回戦	10月上旬	桜グラウンド
	14時～16時	VS麻布支部

今年も新入部員が加入し、昨年より強い日本橋支部野球部を皆様に御覧頂けるよう日々精進しております。

是非野球部を応援にいらしてください。

今後とも日本橋支部野球部へのご理解とご協力をお願い致します。

（小田）

〈囲碁部〉

新春恒例の京橋支部との親善囲碁大会は、1月17日（土）に日本橋支部会議室においてそれぞれ9名の参加で各自3局を戦い14勝13敗で日本橋支部の勝利となるところでしたが、日本橋支部には応援者（日本生命）1名がいたため、正式の勝敗は引き分けとさせていただきました。

3月24日（木）には支部の春季大会を開催し、8名の参加がありました。

結果は次のとおりです。

優 勝	竹田 修	二段	3勝1敗
準優勝	原口 義弘	五段	3勝1敗
3 位	大久保速雄	五段	2勝2杯

4月7日（木）には白江八段による三面打ちのプロ指導をお願いし、6名の参加がありました。上記以外の月には、定例会を開催しています。

〈歌舞音曲部〉

通称カラオケ部では28年より月例練習会を開催する場所を変更し新規一転新しい場所で行っております。今までのところから甘酒横丁通りを明治座に向かって80メートル歩き左にとんかつ店を左に曲がり15メートル行くと駐車場がありその左にカテリーナの看板ありその2階です。

場 所 カテリーナ 人形町2-29-3

電 話 03-3639-5678

平成28年月例参加者は、1月19日18名、2月9日8人、3月22日7人でした。

今年の第31回カラオケ発表会はエッサムホールにておこないますので月例で練習しましょう。

日 程 平成28年10月29日（土）

午前中リハーサル 午後発表会

10月28日（金）午後 リハーサル予定

詳しくはまた後日お互いに楽しみましょうね。
 月例会の予定

4月19日(火)午後6時より。5月17日(火)、6月7日(火)、7月12日(火)、8月23日(火)予定ですが、支部の行事等により変更があるかも知りませんが、変わった楽しい「マスタがオマチシテオリマス」からぜひ参加してください。入会は随時支部にて受付しておりますので事務局へ。

〔組織部〕

この度従前の「東京税理士会日本橋支部細則」を廃止し、新たに支部業務の詳細を条文化した「日本橋支部業務執行細則」を制定致しました。

この細則は平成28年5月1日より施行することと致します。

日本橋支部会員各位におかれましてはご一読頂きますようお願い申し上げます。

〔綱紀監察部〕

1 次の会議が開催されました。

平成27年度綱紀監察合同会議

日 時 平成27年12月14日(月) 14:00～16:30

場 所 東京税理士会館2階 大会議室

出席者 会長、本会役員

全支部の支部長又は副支部長、綱紀監察部長

東京国税局より税理士監理官ほか8名
48税務署総務課長補佐

議 題 (1) 本会綱紀部からの報告

(2) 本会業務侵害監察部からの報告

(3) 東京国税局の方針

(4) 東京国税局からの報告

(5) 支部からの提言等

2 「税理士証票」及び「会員章(バッジ)」の所持確認(平成27年度から29年度に係る27年度分)を実施しました。

日 時 平成28年2月9日(火)、10日(水)
の2日間 10:00～16:00

場 所 支部会議室

対象会員 886名 実施会員 642名

対象法人 65法人 実施法人 41法人

〔税務支援対策部〕

日本橋税務署、日本橋法人会、東京商工会議所、日本橋青色申告会等からの依頼を受け『税務相談

等のための会員派遣』を次のとおり行いました。

また、確定申告期にあたりましては、東京会からの要請に応じて、多くの先生方にご支援ご協力をいただきまして、ありがとうございました。

《税務相談》

○日本橋法人会からの依頼分

平成28年実施日	会 場	担当税理士
1月13日(水)	法人会事務局	小山 栄一
2月3日(水)	〃	天野 肇
2月24日(水)	〃	増田 和弘
3月2日(水)	〃	津村 玲
3月16日(水)	〃	岩川由美子

《窓口専門相談》

○商工会議所本部からの依頼分

平成28年実施日	会 場	担当税理士
1月15日(金)	丸の内二丁目ビル	余西 吉巳
2月5日(金)	〃	松浦 健司
2月26日(金)	〃	皆平 弘一
3月18日(金)	〃	渡辺 春樹

○商工会議所中央支部からの依頼分

平成28年実施日	会 場	担当税理士
1月21日(木)	中央区京橋プラザ	畑 芳広
1月28日(木)	〃	矢野奈保子
2月4日(木)	〃	湯本 康弘
2月16日(火)	〃	河野 拓
2月23日(火)	〃	川口 真理
3月1日(火)	〃	増田 和弘

《確定申告無料相談》

○日本橋税務署からの依頼分

平成28年実施日	会 場	担当税理士
2月3日(水)	日本橋公会堂	岩川由美子
	〃	畑 芳広
	〃	上野竜太郎
	〃	岡村 宗男
	〃	大曾根成行
	〃	鈴木 久衛
2月4日(木)	日本橋公会堂	栗原 真平
	〃	赤坂 光則
	〃	金 日永
	〃	高山 秀三
	〃	渡辺 春樹
	〃	中村 佳子
2月5日(金)	日本橋公会堂	竹田 修
	〃	徳山 和美

	〃	齊藤 恵子	《税理士記念日税の無料相談》		
	〃	緑川 光	平成28年実施日	会 場	担当税理士
	〃	秋庭 守	2月23日(火)	三越前駅地下通路	佐野 典子
	〃	山崎 健		〃	松浦 健司
2月8日(月)	日本橋公会堂	若狭 茂雄		〃	前澤左斗子
	〃	田川外志男		〃	板垣 勝義
	〃	増田 和弘		〃	山崎 健
	〃	吉野 道明		〃	高橋美津子
	〃	鈴木 久衛		〃	佐藤 嘉光
	〃	白井 誠		〃	秋庭 守
2月9日(火)	日本橋公会堂	木下 純一		〃	畑 芳広
	〃	中根 緑		〃	安藤 孝夫
	〃	田川外志男	《支部確定申告無料税務相談》		
	〃	吉田 元明	平成28年実施日	会 場	担当税理士
	〃	板橋 則雄	3月2日(水)	支部事務局	竹田 修
	〃	掛川 義夫			皆平 弘一
2月10日(水)	日本橋公会堂	引地 栄二			掛川 義夫
	〃	松浦 健司			松浦 健司
	〃	畑 芳広	3月3日(木)	支部事務局	湯本 康弘
	〃	高山 秀三			佐藤 嘉光
	〃	吉田 義克			山崎 健
	〃	久野 二実			岩川由美子
2月12日(金)	日本橋公会堂	川口 真理	3月4日(金)	支部事務局	栗原 真平
	〃	追中 徳久			鈴木 久衛
	〃	近藤 浩道			吉田 義克
	〃	岩田 浩一			秋庭 守
	〃	角田 壮平	《支部無料税務相談》		
	〃	岡村 宗男	平成28年実施日	会 場	担当税理士
2月15日(月)	日本橋公会堂	湯本 康弘	1月13日(水)	支部事務局	徳山 和美
	〃	余西 吉巳	2月10日(水)	〃	津村 玲
	〃	安藤 孝夫	3月2日(水)	〃	黄 民愛
	〃	久野 二実	3月9日(水)	〃	岩本 忠司
	〃	皆平 弘一	〔法対策委員会〕		
	〃	小松 満義	平成28年2月1日、東京税理士会政治連盟と共催の合同セミナーに参加した。		
《申告書代理送信》					
○日本橋青色申告会からの依頼分					
平成28年実施日	会 場	担当税理士	〔情報システム委員会〕		
2月8日(月)	日本橋青色申告会事務局	余西 吉巳	平成27年12月8日(火) 支部会議室において、古賀先生に「マイナンバー制度の概要」について研修をしていただきました。希望者が多かった為、13時と15時の2回に同じ研修を実施し参加者は合計66名でした。		
12日(金)	〃	〃	平成27年12月15日(火) 支部会議室において、		
17日(水)	〃	〃			
25日(木)	〃	〃			
3月3日(木)	〃	〃			
10日(木)	〃	〃			
15日(火)	〃	〃			



日本橋署のご協力により「書面添付制度」「はじめようe-Tax～WEB版での法定調書作成」について研修をしていただきました。

特にe-Tax研修については、日本橋署からパソコンを持込んでいただき、実際にパソコンの操作を指導していただく研修の為、わかり易い研修でした。

情報システム委員会は、「にほんばし」へ、税理士の先生方のITへの取組み状況を毎号寄稿させていただく予定です。



〔租税教育推進委員会〕

支部会員の皆様こんにちは、租税教育推進委員会からのご報告です。

平成28年2月13日に、有馬小学校第6学年2クラスに租税教育を行いました。

テキストは、日本税理士連合会で編纂されたパワーポイント用テキストを用いて行いました。小・中・高校生向け租税教育のテーマは、「公平」と「民主主義」となっています。今回は、「公平」を「平等」と対比させて説明してみました。小学生には難しいテーマかもしれませんが、アンケートを見ると「比べる」ことにより、より「理解度」が深まったように思います。

新事業年度になりました。早速5月から登録者研修が始まります。これから新規で登録を検討されている先生方、更新の先生方も、研修を受講して頂くようお願いいたします。

6月には、日本橋中学校での租税教室も予定されています。27年度に新規登録された方にも参加をお願いすると思いますので、その際には宜しくお願いいたします。

情報システム委員が行く！

本年度より情報システム委員を拝命致しました石橋と申します。若輩者ではございますが、日本橋支部の会員の皆様に、情報システム関係で少しでもお役に立てるよう、頑張っております。

今回は、電子申告やITシステムを積極的に取り入れられていらっしゃる、濱川情報システム委員長長の事務所にお伺いさせて頂き、お話をいただきました。

石橋情報システム委員：

濱川先生。いつもご指導頂きましてありがとうございます。今回は、主に電子ファイリングについて教えて頂けますでしょうか？

濱川情報システム委員長：

はい。どのような事をお知りになりたいですか？

石橋情報システム委員：

実は、事務所内に紙の書類が貯まってしまひまして……。過去の申告書や決算資料だけで、段ボール10箱分くらいになってしまいました。過去の書類を機械で読み取ってパソコンに保存する(いわゆる電子ファイリング)にはドキュワークスが便利だと聞いて、機械やソフトも導入したのですが、なかなか使いこなせていません。濱川先生の事務所でもドキュワークスを導入されているとお聞きしました。どのような使い方をしているのでしょうか？

濱川情報システム委員長：

私の事務所では、基本的には、全ての書類をドキュワークスで読み取っています。紙で残さないようにしていますよ。

石橋情報システム委員：

全部の書類をですか？

濱川情報システム委員長：

そうです。申告書だけでなく、決算の基礎資料、研修会の資料、さらには顧問先への請求書まで、全てドキュワークスで管理しています。基本、事務所に書類は残さないですね。

石橋さんの事務所では、どのようなルールで

書類をスキャンしているんですか？

石橋情報システム委員：

ルールですか？あまり意識したことがないです……。機械で書類を読み取って、書類の名前をファイル名にして終わりですが……。

濱川情報システム委員長：

そうすると、ファイルが多くなってきた場合、必要な書類をすぐに探せませんよ。早めにルールを決めておく必要がありますね。

具体的には、「事業者ごと（個人・法人）」「税目ごと（法人税・所得税・相続税）」「業務種類ごと（法人税申告といった通常業務か相続税申告といった臨時業務か）」といったようにです。あとは、顧問先の名前ごと（五十音順）に並べる方法もありますね。

そして、機械で読み取って出来あがったファイル名の最初に、書類を作成した日付を付けるといいですよ。そうすると、古い順からファイルが並んで見やすいですからね。

石橋情報システム委員：

なるほど！そうすれば、たくさんの書類をスキャンして、ファイルが多くなった場合でも、どこにどのファイルがあるか、すぐに探すことができますね！

濱川情報システム委員長：

そして、大切なのは、全職員にルールを周知させることです。全員が同じルールでやらないと、書類がどこにあるのか、分からなくなってしまいますから。

石橋情報システム委員：

今回も大変勉強になりました。最後に、これから電子ファイリングを始めようとされている先生方に、何かアドバイスがありましたら、お願い致します。

濱川情報システム委員長：

大切なのは「今から始める」ことです。事務所にはたくさんの書類が眠っているでしょう。それらを一気に整理するのではなく、今日から貯まる書類から始めるんです。今までの分は、時間が空いたときに、少しずつ整理すればいいんです。

あと、読み取ったデータは、きちんとバックアップするようにしてくださいね！

石橋情報システム委員：



濱川先生。本日は誠にありがとうございます。早速、事務所に戻って実践してみます！

濱川先生に教えて頂いたルールをもとに、書類の整理を再開しました。

大切なのは「今から始める！」まずは昨日、顧問先様から頂いてきた決算資料を読み取って、ファイル名の最初に日付を入れてみました。空いた時間を見計らって、事務所に貯まった段ボール10個分の資料も整理してみることにします。「スキャナ保存要件の見直しにつきては」

最後に、平成28年度税制改正による、スキャナ保存要件の見直しについてもご説明させていただきます。

電子帳簿保存法では、領収書等をスキャナで読み取って保存する、いわゆる「スキャナ保存」が認められております。平成27年度税制改正で一定要件のもと3万円以上の領収書等もスキャンできることになりましたが、依然として次の問題があるため、導入へのハードルは高いままとなっております。

1. 読み取りは固定型スキャナに限定される

領収書等を読み取るスキャナは固定型（原稿台と一体となったもの）でなければなりません。そのため、領収書等をわざわざ会社に持ち帰り、スキャンしなければなりません。

2. 適正事務処理要件の必要人数（小規模企業者の特例を適用する場合）

従業員（A）が持ち込んだ領収書は、（A）とは別の経理担当者等（B）が、原本を確認した後にスキャンしなければなりません。さらに、（A）（B）以外の第三者が事後検査（原本抜き取りチェック）を行う必要があります。つまり、最低3人（小規模企業者の場合）の人員が必要となります。

3. タイムスタンプの問題

タイムスタンプ（領収書等が確かに存在していたという存在証明）を行う必要がありますが、このタイムスタンプのソフト費用が高額で、一般的には年間数十万円から数百万円かかるといわれています。

上記のように、スキャナ保存の要件は厳しいのですが、平成28年度税制改正により次の要件が変更となる予定です（平成28年度税制改正大綱を参考に致しました。本原稿は平成28年3月中旬に作成しておりますので、導入の際は、必ず改正後の条文等をご確認くださいようお願い申し上げます）。

(1) 固定型スキャナ要件の廃止

領収書等の読み取りは固定型スキャナに限定されていましたが、この要件が廃止されました。具体的には、従業員が領収書等に署名のうえ、スマホ撮影をして会社へ送信することが可能となります。

(2) 適正事務処理要件の緩和

小規模企業者（商業・サービス業の場合は従業員5人以下）は、税理士等が事後検査するこ

とにより、経理担当者等（B）のチェックが不要となります。そのため、人員の少ない中小企業でも導入しやすくなりました。

上記改正は、平成29年1月1日（平成28年9月30日以後申請分）より適用されることになっております。また、3のタイムスタンプの費用ですが、こちらも年々下がってきており、ある会計ソフト会社のサービスでは、年間数万円程度でタイムスタンプを提供しているところもあるようです。

上記のように、スキャナ保存ができる環境整備は、徐々になされてきてはおりますが、無理に導入しますと顧問先に余計な負担を強いることにもなりかねません。顧問先にとって何が一番大切な、何を税理士にお求めなのか、それらを見極めた上で導入していきたいと思います。また、いつでも導入できるよう、本制度について税理士側も理解を深めるべきでしょう。

今後とも、日本橋支部の皆様の情報システム推進のため、少しでもお役に立てますよう頑張って行きたいと思います。ご指導ご鞭撻のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

支部会員異動のお知らせ

平成27年11月16日～
平成28年3月31日

〈入会〉

11月17日 ^{スズキ マユコ} 鈴木麻由子 〒103-0023
日本橋室町1-11-5
イーストンビル
税理士法人渡辺会計事務所
電話 3271-4180

11月17日 ^{ナガ オ シン スケ} 長尾真輔 〒103-0025
日本橋茅場町2-3-6
宗和税理士法人
電話 3669-8085

11月17日 ^{カ トウ タケシ} 加藤 毅 〒103-0015
日本橋箱崎町16-11
ルミネ日本橋403号
税理士法人ファミリー会計事務所
電話 3666-8491

11月26日 ^{ヤス ダ コウ ジ} 安田幸治 〒103-0007
日本橋浜町2-50-8-903号
電話 090-7891-4253

12月15日 ^{ユ アサ シュウ ヘイ} 湯浅修平 〒103-0027

日本橋3-4-14
八重洲N3ビル8階
税理士法人中野会計事務所東京事務所
〒103-0027
日本橋1-4-1
日本橋1丁目ビルディング16階
税理士法人平成会計社
電話 3231-1858

12月15日 ^{ゴ トウ ナオ ミ} 後藤直美 〒103-0027
日本橋1-4-1
日本橋1丁目ビルディング16階
税理士法人平成会計社
電話 3231-1858

12月15日 ^{ナガ オカ ヒロ アキ} 長岡博晃 同 上
12月15日 ^{オシカワ コウイチロウ} 押川耕一郎 〒103-0022
日本橋室町3-4-7
ヒューリック日本橋室町ビル10階
税理士法人チェスター
電話 6262-3730

12月15日 ^{サト ミ ユウ スケ} 里見祐介 〒103-0016
日本橋小網町16-2
小網町倶楽部602号
電話 090-1662-8664

12月15日 ^{ミヤ ベ エ ミ} 宮部江美 〒103-0025

		日本橋茅場町 2-3-6 宗和税理士法人 電話 3669-8085			いづみやビル 4F 阿部慎史税理士事務所 電話 3272-3306
平成28年			3月23日	和田 祐治	〒103-0013
1月14日	原島 保裕	〒103-0001			日本橋人形町 2-35-13
		日本橋小伝馬町 6-11			日本橋長谷川ビル 7階
		KL日本橋ビル 5階			電話 6661-9098
		電話 090-1464-3182	3月23日	江藤 哲正	〒103-0012
1月20日	須賀 真弓	〒103-0027			日本橋堀留町 1-2-14-1001号
		日本橋 1-4-1			電話 090-2322-8196
		日本橋 1丁目ビルディング16階		〈 転入 〉	
		税理士法人平成会計社		京橋支部より	
		電話 3231-1858	12月2日	小林 拓未	〒103-0022
1月20日	清水 拓磨	同上			日本橋室町 4-1-16
1月20日	城田 圭央利	同上			室町フェニックスビル 2F
1月30日	高嶋 直	〒103-0003			小林拓未税理士事務所
		日本橋横山町 1-3			電話 3517-5884
		OKK日本橋ビル 2階		京橋支部より	
		湯澤勝信税理士事務所	12月2日	荒井 孝	同上
		電話 3639-1881		芝支部より	
2月8日	尾崎 和朗	〒103-0001	12月14日	進藤 崇	〒103-0027
		日本橋小伝馬町 1-3			日本橋 2-1-14
		日本橋ニシキビル 8階			日本橋加藤ビルディング 7階
		電話 5649-2271			税理士法人レコルテ
2月15日	清水 希江子	〒103-0028			電話 5200-1638
		八重洲 1-7-20		王子支部より	
		税理士法人東京総合会計	12月24日	高 島 國安	〒103-0002
		電話 5299-6181			日本橋馬喰町 1-12-2
2月17日	平口 俊祐	〒103-0012			タック馬喰町606
		日本橋堀留町 2-3-8			電話 5623-2122
		田源ビル 4階	平成28年		
		税理士法人エーピーエス		麴町支部より	
		電話 5643-2775	1月5日	大塚 英司	〒103-0011
3月23日	内野 昭	〒103-0001			日本橋大伝馬町13-7
		日本橋小伝馬町 7-13			日本橋大富ビル 3階
		ストリアビル 7階			税理士法人トゥモローズ
		内野正昭税理士事務所			電話 6869-6401
		電話 6423-0410		荏原支部より	
3月23日	藤波 享子	〒103-0027	1月15日	山田 直輝	〒103-0014
		日本橋 3-6-7			日本橋蛸殻町 2-11-2
		ファミリー東京グランリッツ401			オートエックス工藤ビル 4F
		電話 090-7815-7396			ストラダ税理士法人
3月23日	山重大二郎	〒103-0027			電話 5643-6431
		日本橋 3-3-3		京橋支部より	

1月21日	ワタ ナベ キミ トシ 渡邊 公年	〒103-0027 日本橋2-10-3 エグゼトゥール日本橋702号 電話 6262-5337	タ ヤマ タケシ 田山 毅	〒103-0001 中央区日本橋小伝馬町15-15 食糧会館 電話 3527-2955
1月22日	雪谷支部より キウ マ イチ ロウ 久馬 一郎	〒103-0025 日本橋茅場町3-7-9 3階 電話 3666-0667	ヤス ダ キョウ コ 安田 京子	〒103-0004 東日本橋2-2-5 ジャコワ東日本橋
2月1日	上野支部より ヨシ ダ コウイチロウ 吉田 光一郎	〒103-0026 日本橋兜町11-7 ビーエム兜町ビル5階 税理士吉田光一郎事務所 電話 5623-2910	マス ダ タク ヤ 増田 卓也	〒103-0004 東日本橋2-12-8 平成ビル4階
2月1日	上野支部より ホン ダ メグミ 本多 恵	同 上	カツ マタ ムネ ヒサ 勝俣 宗久	同 上
2月8日	上野支部より サ トウ ダイ シ 佐藤 大心	〒103-0027 日本橋1-4-1 日本橋1丁目ビルディング16階 税理士法人平成会計社 電話 3231-1858	タ ソコ リョウ イチ 田底 亮一	同 上
2月16日	小石川支部より ホ イン ソン 許 仁成	〒103-0025 日本橋茅場町1-3-7 千代田ビル5階 電話 5319-3077	タカハシ ミ ツ コ 高橋 美津子	〒103-0023 日本橋本町4-2-10 久木田ビル6F
3月7日	麻布支部より ゴウ ハラ ハル チカ 郷原 玄哉	〒103-0025 日本橋茅場町2-8-8 共同ビル31号 電話 3527-2925	ツノ ダ ソウ ヘイ 角田 壮平	〒103-0011 日本橋大伝馬町13-7 日本橋大富ビル3階 税理士法人トゥモローズ 電話 6869-6401
〈法人入会〉			モリ マツ カズ オ 森松 一雄	〒103-0013 日本橋人形町3-4-5 日本橋タオル会館5F 電話 3663-2866
1月5日	税理士法人トゥモローズ	〒103-0011 日本橋大伝馬町13-7 日本橋大富ビル3階 電話 6869-6401	サワ キ キョウ ノリ 澤城 教典	〒103-0013 日本橋人形町1-8-4 東商共同ビル7階 電話 6661-1323
1月15日	ストラダ税理士法人	〒103-0014 日本橋蛸殻町2-11-2 オートエックス工藤ビル4F 電話 5643-6431	ケ ヅカ ヒロシ 毛塚 宏	〒103-0001 日本橋小伝馬町16-19 渡林日本橋ビル7階
〈事務所住所変更〉			サ トウ ヒロ コ 佐藤 廣子	〒103-0014 日本橋蛸殻町2-11-2 オートエックス工藤ビル4F ストラダ税理士法人
			アオ キ ヒサ ナオ 青木 久直	〒103-0001 日本橋小伝馬町14-12 小伝馬町岩並ビル4階
			ヨコ スマ ヒロ ハル 横沼 弘晴	〒103-0002 日本橋馬喰町2-5-18 萩原ビル3階
			タカ バタケ トキ コ 高畠 祝子	同 上 税理士横沼弘晴事務所 電話 3663-4963

サ エキ ムネ ノリ
佐伯宗徳

〒103-0026

日本橋兜町17-1

日本橋ロイヤルプラザ618号室

〈会員氏名変更〉

コ バヤシ カツ モリ
小林賢守
オ ノ ユ リ
小野優理タカ シマ カツ モリ
→ 高島賢守
ナ トリ ユ リ
→ 名取優理

〈事務所名変更〉

カワ チカ ヨシ アキ
河近芳昭

税理士吉田光一郎事務所

〈事務所電話番号変更〉

カワ チカ ヨシ アキ
河近芳昭
ミヤ グチ トオル
宮口徹
タケ ダ オサム
竹田修
フク ダ シュウ イチ
福田修一

5623-2910

4588-6375

6661-0183

5614-0925

〈法人事務所住所変更〉

税理士法人ファーストライン

〒103-0004

東日本橋2-12-8

平成ビル4階

〈転出〉

サ トウ シュウ イチ
佐藤修一
ナカ ムラ フミ ヒコ
中村文彦
フル ミ ヨウ コ
古海陽子
ヒラ カワ ユウ ジ
平川雄二
シ ミズ ジュン
清水潤

中野支部へ

四谷支部へ

芝支部へ

麻布支部へ

荒川支部へ

〈法人退会〉

エヌエムシイ税理士法人経理コンビニ茅場町店
廃止

〈退会〉

ア ベ リョウ ヘイ
阿部良平
ヒラ イ タカ シ
平井敬士
オオ タケ ヨシ ノリ
大竹義紀

千葉県会へ

関東信越会へ

〃

カワ シマ オサム
川嶋修
シオ ザキ ハル ミ
塩崎晴美
ムラ マツ ハル フミ
村松晴文
アラ マキ ヨシ ヒロ
荒巻善宏
シ ミズ マサ エ
清水真枝
ウオ ズミ ユウ
奥住侑
ヨコ タ マコト
横田實
サ サ キ エイコウ
佐々木英康
カン ダ シン イチ
神田愼一

業務廃止

〃

〃

東京地方会へ

〃

〃

業務廃止

〃

〃

〈会員死亡〉

謹んでお悔やみ申し上げます。

ナカ ツカ ヒデ ジ

中塚秀次 昭和9年7月6日生まれ 81歳

平成27年12月12日死 亡

フジカワ マナブ

藤河 學 昭和5年10月17日生まれ 85歳

平成28年3月6日死 亡

表紙の写真の説明

「浜町緑道の弁慶像とさくら」

弁慶像のいわれ。

江戸時代この界限は芝居小屋があり、歌舞伎、人形浄瑠璃が上演されていて、人形作りを生業にする人形師が集まったため「人形町」と云われるようになった。歌舞伎も当地が発祥の地といわれ、歌舞伎18番、弁慶の勧進帳の場面を表現した。

編 集 後 記

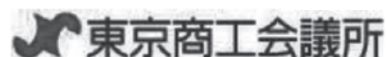
今回の147号では、日本橋支部の棋士の方々からの興味深いお話、そして確定申告無料相談を担当された方々からの貴重な原稿をありがとうございました。

今年は、10連休という羨ましい限りのゴールデンウィークを満喫した人もいたようです。我々税理士は、休みが終わり仕事モードに突入し、3月決算法人の申告に多忙を極めるシーズンです。

街並みはハナミズキのさわやかな白色から紫陽花へといつの間にか変わってきました。もうすぐ梅雨です。体調にはくれぐれもお気をつけください。 佐野典子 (N.S)

〈編集委員〉

木下純一 佐野典子 結城昌史 岩川由美子
増田和弘 高橋龍美 小山栄一 北島亜紀

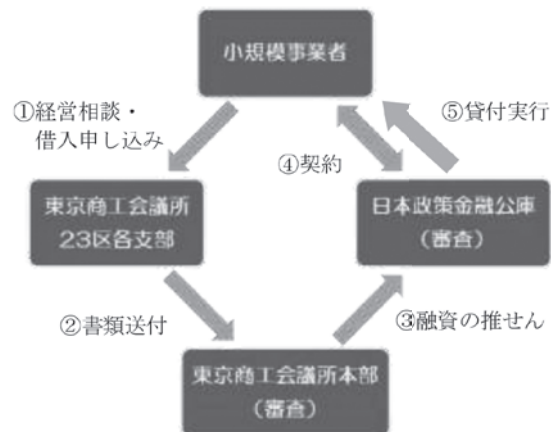


小規模事業者向け融資制度

マル経融資のご案内

無担保、無保証人、低利の国の融資制度です

- ・商工会議所の経営指導を通じて融資の推せんを行います。
- ・安心して借入ができる国(日本政策金融公庫)の融資制度です。
- ・担保も保証人も要りません。信用保証協会の保証も不要です。



融資対象

- ・アルバイトを除く従業員 20 名以下 (※) の法人・個人事業主の方
※商業・サービス業は 5 名以下 (宿泊業・娯楽業は 20 人以下)
- ・最近 1 年以上、東京 23 区内で事業を行っている方
- ・商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
- ・税金 (所得税、法人税、事業税、住民税) を完納している方

融資限度額

2,000万円

資金使途

返済期間

運転資金 7 年以内
設備資金 10 年以内

担保・保証人

不要 (信用保証協会の保証も不要)

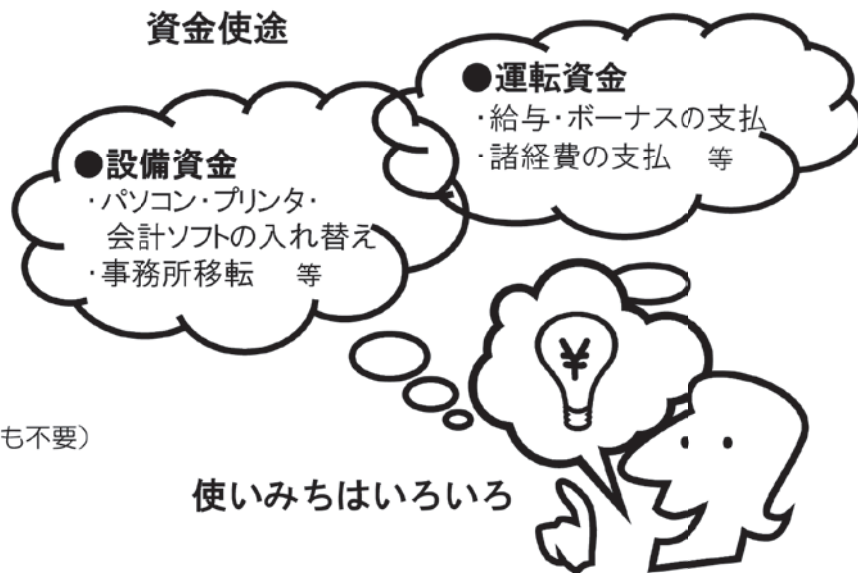
融資利率

年 1.30% (平成 28 年 4 月 13 日現在)
※中央区の利子補助制度があります。

(注) 審査の結果、ご希望に添えないこともあります。
※融資限度額・返済期間の取扱いは、平成 29 年 3 月 31 日まで(日本政策金融公庫受付分)となります。4 月 1 日以降は中央支部までお問い合わせください。
※東商 会員・非会員を問わずご利用いただけます。お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先

東京商工会議所中央支部 電話:3538-1811



経営に関するお悩み承ります
弁護士による無料法律相談
第 3 火曜日
午後 1 時～4 時 (1 回 30 分)
要予約・電話にてご予約ください

東税協創立 55 周年 おめでとうございます！
日税グループによる“東税協事業推進キャンペーン”実施中！
組合員・準会員各位のご協力をお願いいたします。

平成28年
10月31日
 まで

55TH



東税協とともに歩む日税グループ。

期間中、日税グループ4社のサービス・商品の利用拡大にご協力いただいた支所を表彰。

★キャンペーンについて詳しくは、パンフレットをご覧ください。日税グループ各社にお問い合わせください。

支所別実績

新規お申込みキャンペーン

集金代行

先生方の顧問料の集金は **報酬自動支払制度**

関与先様の集金業務は **My集金NET**

株式会社 **日税ビジネスサービス** ☎ 0120-155-551

不動産案件ご紹介キャンペーン

不動産の売買

- ・ 売買・仲介・相続・収益物件
- ・ 物件調査・財産評価

株式会社 **日税不動産情報センター** TEL03-3346-2220

加入推進キャンペーン

医療保険

生きるための
がん保険 Days

ちゃんと応える
医療保険
NEVER

・ 生命保険
コンサルティング

株式会社 **共栄会保険代行** ☎ 0120-922-752

契約推進キャンペーン

損害保険

「所得補償保険」「集団扱自動車保険」等
 ・ 生命保険コンサルティング

株式会社 **日税サービス** ☎ 0120-31-2112



日税グループ4社

《日税ビジネスサービス》《日税不動産情報センター》

《共栄会保険代行》《日税サービス》

病気やケガで仕事に就けない、収入がない…

団体所得補償保険と新・団体医療保険

保険料はいずれも30%の団体割引料率が適用されています

時代の
ニーズに合った
安心・充実の
補償内容

団体所得補償保険

税理士には月額最高 200万円(関与先には月額最高50万円)の補償
 保険金通算支払期間1,000日に達するまで契約は継続
 保険期間中無事故の場合払込保険料の20%をお返し
 地震、噴火、津波などの天災による身体障害での就業不能、傷害死亡・後遺障害も補償
 ご加入は健康状態の告知のみでOK
 税理士の新規加入は満79歳、継続加入は満84歳まで
 入院だけでなく医師の指示に基づく自宅療養も補償
 気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症などの精神障害も補償
 1回の就業不能に対する対象期間は最長2年

※告知の内容によってはお引受けの制限がかかる場合があります。
 ※2年補償タイプの場合は、新規・継続加入とも満63歳までとなります。

新・団体医療保険

基本補償(病気やケガによる) ※MB型に1口加入した場合の例
 (医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約・がん保険特約セット団体総合保険)

1日目から入院保険金をお支払い
 (基本補償 1日5,000円)
 通院は病気なら5日以上入院、ケガなら入院しなくてもOK
 (基本補償 1日3,000円)
 手術は入院保険金日額の5倍・20倍・40倍をお支払い
 病気やケガで先進医療(注1)や臓器移植を受けた費用を補償
 (最高500万円)
 三大疾病(注2)と診断されたときに100万円をお支払い
 がんになった時、診断から退院までトータルに補償
 がん診断保険金100万円等

(注1)「先進医療」とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。

対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)

(注2) 1.初めてがんが診断確定された場合 2.がんが完治後、再発・転移した場合 3.がんが新たに生じた場合 4.急性心筋こうそく(再発性心筋こうそくを含みます)または脳卒中を発病し、入院を開始した場合に保険金をお支払いします。

万一来備え、
入っていると安心ね

引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

※この広告は概要のご案内です。SJNK14-08677(2014/09/17)

詳しい内容についてのお問い合わせ先(取扱代理店)

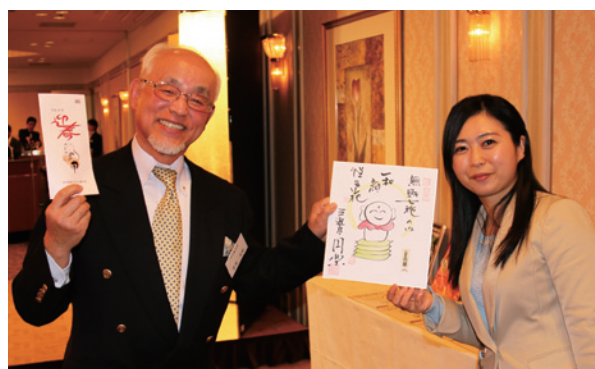
株式会社 日税サービス TEL.03-5323-2111 FAX.03-5323-2123

資料請求・加入手続きに関するお問い合わせ先 東京税理士協同組合 TEL.03-5363-2011

新年賀詞交歓会



▲浅見達雄支部長

▲大久保勇
日本橋税務署長◀講師
三遊亭圓楽師匠

▲懇親会での福引で圓楽師匠の色紙を手にする赤坂光則会員

▲井上 正
中央都税事務所長

▲藤山青春顧問

税理士記念日無料相談



▲懇親会での福引で圓楽師匠の色紙を手にする久野二実会員



▲日本橋三越地下鉄連絡通路での相談会

東京税理士春季大会



▲若狭茂雄会員の選手宣誓



▲優勝旗返還



▲1回戦スコア